

報奨制度

あなたの情報が、**拳銃根絶**につながります。

実名・匿名を問わず、あなたの情報により銃器が押収され、かつ、被疑者が検挙された時、状況に応じて報奨金が支払われる制度です。

暴力団員風の者が
空家や空き地に出入りし、
何か隠している。

知り合いの男が
拳銃を持っている。

近所にあやしい
拳銃マニアがいる。

拳銃110番

通報の受付／全国共通番号

ジュウ ミ ナ ナ シ

匿名でも
受け付け
ます



0120-10-3774

受付は原則として
通報者の発信地域を管轄する
都道府県警察です。

- (注) ● 一部の都道府県境では、発信地域と異なる都道府県警察が受け付けることがあります。
● 列車公衆電話、IP電話(050番号)、海外からの受付はできません。
● 通報を受け付けた場合であっても、捜査に関することや、警察で把握している情報は明らかにできません。

報奨金の支払

- ▶ 報奨金は、通報により拳銃その他の銃器が押収され、被疑者の検挙に至った場合を対象とします。
- ▶ 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃等が1丁押収された場合に10万円が目安です。

- 一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。
- 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

匿名通報の取扱い

- ▶ 通報者が匿名を希望した場合は、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された選別番号と暗証番号を告げ、情報をやりとりすることになります。なお、この場合の報奨金の金額は、10万円以内が目安ですが、内容等を個別に勘案して算定されることとなります。

報奨金が支払われない場合

- ▶ 拳銃等が押収されない場合や、被疑者が検挙されない場合。
- ▶ 提供された情報を、既に警察が把握している場合。(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- ▶ 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合や、その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合。
- ▶ 匿名を希望した通報者から、一定期間内に警察に連絡がない場合。